

＊主治医（嘱託医）が記載した死亡診断書が『死亡したとき』と『医師の氏名』の欄以外は記載されていること確認して慎重に保管する。

看取り要請手順【施設職員・訪問看護師用】

＜確認事項＞

① 施設または自宅で亡くなっていることを確認	☐
② 本人または家族が、看取りサポートチームによる死亡診断について同意の確認	☐
③ 死亡診断書は、『死亡したとき』と『医師の氏名』の欄以外は記載の確認	☐

（1つでも該当しない場合）

看取りサポートチームでは対応できません。主治医（嘱託医）に相談してください。

＊上記①～③の全てが該当していることを確認



サポート医師応援要請時間 6時～21時
＊21時を過ぎた場合は翌朝6時以降の依頼となる

＜報告事項＞

（施設・自宅）で亡くなられた方がいます。
亡くなられていること、家族が同意していること、死亡診断書が記載されていることは確認しました。
先生に死亡診断をお願いしたいのですが、対応可能でしょうか。

（対応不可の場合）

わかりました。
他の先生に連絡します。
＊当番予定表の次の医師へ連絡する



＜情報を連絡、訪問予定時間を確認＞

対象者氏名、訪問先は（施設・自宅住所）となります。 訪問可能な時間を教えてください。	（ ）月（ ）日（ ）時に訪問可能	
訪問のためタクシーを手配しますので、送迎場所と時間を教えてください。	時間	（ ）時（ ）分
	住所	



＜連絡事項＞

タクシー料金の支払い等は、施設または訪問看護師が対応します。訪問先に到着しましたら、施設の職員または訪問看護師に対応をお願いしてください。
もしお持ちでしたら、聴診器、ペンライト、印鑑（万が一診断書の誤記入があったときのため）をご持参ください。こちらからの連絡は以上となります。



＜タクシーの手配＞

あらかじめ主治医（嘱託医）が定めたタクシーをサポート医師が指定した場所へ手配する。
乗車料金の支払い方法についても事前に確認しておくこと。
＊青森タクシーは後払い対応可能（書式あり）：乗車料金の請求書による後払いのお願い
タクシー到着後、サポート医師の看取り終了まで待機してもらい、帰宅まで依頼する。



＜市医師会へ報告＞

完了後（後日）、看取りサポートチーム記録用紙（別紙2）を医師会事務局へFAXで送信する。

※全てのサポートチーム医師が対応できない場合は、北畠医師へ連絡して対応を協議する。

6. その他

1) チームの医師の移動手段

施設（有料老人ホーム、グループホームも含む）、自宅での看取りを行う場合は、タクシーの手配は施設職員（または訪問看護事業所）が行う。タクシーの手配先および支払い方法は、主治医と施設（または訪問看護事業所）間で、取り決めておくこととする。

2) チーム医師への連絡順について

連絡する順番は、青森市医師会のホームページに掲載の当番表をもとに連絡する。当番表の順番は、変更になるため必ず最新版の当番版表を使用する。当番予定表の表示順は、青森市医師会にて決定する。

3) チーム医師が対応できない場合

北畠医師に連絡し対応を協議、必要があれば青森慈恵会病院（電話番号 017-782-1201）へ連絡し対応を依頼する。

4) 記録について

看取り要請施設は、活動状況のほか、苦情、課題などが生じた際についても、看取りサポートチーム記録用紙（別紙2）連絡事項に記載して、青森市医師会に報告する。